

職員等の旅費に関する条例（抜すい）

昭和三十二年八月一日

三重県条例第四十六号

最終改正：平成二十一年三月二五日

三重県条例第一三号

職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

職員等の旅費に関する条例

第二章 旅費

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車（以下「急行列車」という。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第四号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一二年条例八四号〕

附 則

9 第十五条第一項第三号に規定する特別車両料金、第十六条第一項第五号に規定する特別船室料金及び第十七条に規定する特別座席料金については、当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする。

追加〔昭和五四年条例二一号〕、一部改正〔平成一二年条例八四号・二一年一三号〕